

山梨大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要刊行内規

制定 平成 28 年 5 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）は、紀要編集委員会を構成し、毎年、年度末にその年度の研究の成果を研究紀要にまとめ、これを「教育実践学研究」（以下「センター紀要」という。）として刊行する。

(目的)

第 2 条 センター紀要は、本学部・本研究科・本学域及び附属学校園の教員等の教育実践研究の推進に資する研究論文等を掲載し、教育実践研究の推進に貢献することを目的とする。

(投稿資格等)

第 3 条 本誌の執筆に投稿できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学域、本研究科教員、本学部教員（附属学校園教員・非常勤講師を含む。）及び退職者（ただし、本学部等に在職時の研究に関する発表のみ可）
- (2) 本学域、本研究科・本センター客員教授、本センター研究員及び本センター研究協力者
- (3) 本研究科所属の大学院生
- (4) その他、センター研究紀要編集委員会が認めた者

第 4 条 センター紀要の内容は、教育実践研究を直接の対象とする「教育実践研究編」と、これを支える諸科学の研究を対象とする「基礎研究編」、及びセンターの諸活動報告を中心とする研究情報等の提示を柱として構成する。

第 5 条 論文・報告は、未発表のものに限る。ただし、口頭発表等の場合はこの限りではない。

(編集)

第 6 条 原稿の採択・体裁の決定、発行は、紀要編集委員会が行う。

(執筆要項等)

第 7 条 執筆要項は、別に定める。

第 8 条 原稿提出締切日は、毎年 10 月最終木曜日を原則とし、センターで受け付ける。

(著作権等)

第 9 条 投稿原稿の中で引用する文章や図表の著作権に関する問題は、著者の責任において処理する。

第 10 条 掲載された論文等の著作権は、原則としてセンターに帰属する。センターは、印刷媒体以外に CD-ROM、Web 等を通じて論文等を公表することができる。特別な事情により著作権をセンターに帰属させることが困難な場合には、申し出により著者とセンターとの間で協議の上措置する。

第 11 条 掲載された論文等の著者は、出典を明記することにより、掲載論文等をセンターの許諾無しに、印刷媒体・Web 等を通じて、複製・転載・公開することができる。

(雑則)

第 12 条 この内規を改正しようとするときは、センター運営委員会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成 28 年 5 月 11 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター研究紀要刊行内規（平成27年6月10日制定）は、廃止する。